



大津市公報

平成 28 年 3 月 31 日
号外 (第 28 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
条 例	
58 大津市市税条例等の一部を改正する条例.....	1

条 例

大津市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。
平成28年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市条例第58号

大津市市税条例等の一部を改正する条例
(大津市市税条例の一部改正)

第 1 条 大津市市税条例(昭和34年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第23条中「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第53条第 1 項の申告書(法第321条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第 3 号中「第53条第 1 項の申告書(法第321条の 8 第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の 2 号を加える。

第53条第 1 項の申告書(法第321条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

第53条第 1 項の申告書(法第321条の 8 第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

第36条第 2 項の表第 1 号オ中「この表及び第 4 項において」を削る。

第39条の 4 第 2 項中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第39条の 5 第 1 項中「121分の11」を「84分の11」に改める。

第47条の見出し中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第 1 項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「規定によって」を「規定により」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、「または」を「又は」に改め、同条第 3 項中「、または」を「、又は」に、「および」を「及び」に、「変更しまたは」を「変更し、又は」に、「第 1 項に」を「同項に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(令第48条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第44条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第53条第 3 項及び第 4 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第 55 条第 2 項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第 2 号において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第 59 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第 148 条の 3 第 2 項第 1 号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」及び「個人番号又は」を削る。

第 160 条第 2 項中「第 23 項、第 26 項又は第 30 項から第 33 項まで」を「第 22 項、第 24 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

（特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 6 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 39 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「第 15 条第 2 項第 6 号」を「第 15 条第 2 項第 7 号」に改め、同条中第 8 項を第 13 項とし、第 7 項を第 12 項とし、第 6 項を第 11 項とし、第 5 項の次に次の 5 項を加える。

- 6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第19条及び附則第20条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第21条第1項中「若しくは第32項」を「、第32項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(大津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第62号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第108条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項中「、新条例」を「、大津市市税条例」に、「新条例の」を「同条例の」に改め、同項の表第23条第3号の項中「第53条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中大津市市税条例第148条の3の改正規定及び第2条中大津市市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第3項の改正規定 公布の日

第1条中大津市市税条例第23条、第47条、第53条及び第55条の改正規定並びに第2条中大津市市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の改正規定並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

第1条中大津市市税条例第39条の4及び第39条の5の改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年4月1日

第1条中大津市市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大津市市税条例(以下「新条例」という。)第47条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第47条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第39条の4第2項及び第39条の5第1項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第53条第5項及び第55条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第53条第3項又は第55条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号八に規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。